

# 介護分野における特定技能協議会 入会証明書（新旧様式）のイメージ

- ・介護分野における特定技能協議会では、手続きの見直しに伴い、入会証明書の様式を変更いたします。新旧のイメージは下記の通りです。
- ・**2024年12月31日までを移行期間とし、旧様式の入会証明書も使用可能とします。**
- ・**2025年1月1日以降は、旧様式の入会証明書は使用不可とし、新様式のみ使用可能とします。**

## 旧様式（～2024年12月31日使用可能）

## 新様式（2024年6月～使用可能）

社援発 1213 第 〇〇 号  
令和 5 年 12 月 13 日

介護分野における特定技能協議会入会証明書

〇〇 〇〇 殿

厚生労働省社会・援護局長  
〇〇 〇〇 〇〇

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）4（4）オの規定及び「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日）5（2）イの規定に基づき設置される介護分野における特定技能協議会について、下記の特定技能所属機関が当該協議会の構成員であることを証明する。

名 称： 〇〇 〇〇  
所 在 地： 〇〇 〇〇

(表面)

A01272-1  
令和6年7月28日

介護分野における特定技能協議会入会証明書

サンプル法人  
役職 サンプル代表者

介護分野における特定技能協議会

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定）4（4）オの規定及び「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日）5（2）イの規定に基づき設置される介護分野における特定技能協議会について、下記の特定技能所属機関が当該協議会の構成員であることを証明する。

記

- 構成員番号：A01272
- 名称：サンプル法人
- 所在地：  
栃木県常陸太田市東染町1-2-3-4-5
- 本証明書の有効期限：令和7年7月28日

※ なお構成員は、下に記載された事項を遵守すること

<介護分野における特定技能協議会 構成員遵守事項>

- ・ 受入機関は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）」「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」「出入国管理及び難民認定法第七条第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（上乗せ基準告示）」その他、受入れに関する関係法令・関係規程等について遵守すること。
- ・ 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務（協議会や厚生労働省補助事業において実施する調査や特定技能外国人の受入事業所に対する巡回訪問を含む。）に対して必要な協力を行うこと。
- ・ 特定技能外国人の受入れ後、速やかに協議会へ外国人情報の登録を行うこと。
- ・ 受入事業所の情報と外国人の登録に関する情報を最新とすること。
- ・ 本証明書の裏面に記載されていない受入事業所で特定技能外国人を受入れる場合は、受入れ前に協議会へ受入事業所に関する情報を登録し、本証明書の変更手続きを行うこと。
- ・ 関係法令・関係規程・遵守事項等に定められた内容が遵守されていない等、介護分野への特定技能外国人の受入れに関して、適正な受入れがなされていないことが認められる場合には、協議会において、脱退手続きを行うことに同意すること。
- ・ その他、介護分野における特定技能協議会の運営及び介護分野への特定技能外国人の受入れについて、関係法令・関係規程・遵守事項等に定めがない事象が生じた時には、厚生労働省又は当該協議会において決定されることに同意すること。

上記の遵守事項について定められた内容が遵守されていない場合、「介護分野における特定技能協議会入会規定」第7条第2項に基づき、当該協議会は構成員の脱退手続きを行うこととなりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

(裏面)

A01272-1

登録済み受入事業所（登録承認日時点での確認内容とする。）

No.	受入事業所名	所在地	種別	登録承認日
1	サンプル事業所Ⅰ	茨城県水戸市千波町1-2-3 サンプルビル2号2-6	6	令和6年7月28日※
			15	
			18	
2	サンプル事業所Ⅱ	茨城県常陸太田市中染町	4	令和6年4月1日

※令和6年6月28日以前に登録済みの事業所

以上

表面に有効期間(※1)を記載。有効期間内に入会証明書のみ有効とします。

裏面に事業所名及び事業所住所を記載。入会証明書に記載のある事業所は、申請された事業所の指定通知書等をもとに協議会が受入れ可能と判断した事業所のみ記載しています。

協議会では遵守事項の誓約を受け、証明書を発行することとします。

※1 有効期限は、初回1年、更新後4年ごととし、更新時には登録情報の最新を求めるとします。